

令和4年度事業報告

I. 概況

新型コロナウイルス感染症に関しては、8月の第7波では全国一日あたり26万人超の感染を記録し、現在、感染者が減少はしている状況ではあるが、今後の状況を確認していく必要がある。また、ロシアのウクライナ侵攻に伴う原料・燃料コストの増大、消費物価の上昇なども影響し、日本経済は厳しい状況の中である。その反面、日本への入国制限が緩和されたことでインバウンドが増えていることは消費に良い兆しが見えてはいる。

今年度も厳しい状況下での事業となったが、最大限の感染防止対策を行いながら当会の独自事業である税に関する「標語の募集」、国税庁後援の「絵はがきコンクール」、税制改正の提言や地域社会支援事業などの主要事業が、会員並びに関係当局の協力により予定どおり実施することができた。さらに、「税に関する標語」と「税に関する絵はがきコンクール」の合同表彰式も実現できた。

また、税知識普及のための研修会、説明会のほか、経営セミナーをはじめとする各種セミナーや講演会の開催及びホームページによる情報提供など、基本的指針・重点事項に沿って計画的に実施した。ただし、公益社団法人10周年及び塩釜法人会創設75周年の記念式典・祝賀会は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で延期となった。周年記念行事は80周年時に実施することとなった。

II. 公益関係

1. 税の知識の普及や納税意識の高揚及び税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

1-1. 税知識の普及を目的とする事業

(1) 研修会、説明会、講演会

名称	日時	場所	出席者数	講師
決算法人説明会①	4. 4. 13(水)13:30	マリゲート塩釜	4名の内一般0名	塩釜税務署
新設法人説明会①	4. 5. 11(水)13:30	マリゲート塩釜	13名の内一般13名	塩釜税務署
インボイス制度と電子帳簿保存方法の留意点	4. 6. 15(水)13:30	マリゲート塩釜	36名の内一般0名	塩釜税務署
インボイス制度説明会①	4. 10. 5(水)10:00	マリゲート塩釜	6名の内一般1名	塩釜税務署
インボイス制度説明会②	4. 10. 5(水)13:30	マリゲート塩釜	2名の内一般0名	塩釜税務署
新設法人説明会②	4. 10. 13(水)13:30	マリゲート塩釜	2名の内一般2名	塩釜税務署
決算法人説明会②	4. 11. 9(水)13:30	塩釜商工会議所	6名の内一般3名	塩釜税務署
年末調整説明会①	4. 11. 16(水)10:00	マリゲート塩釜	18名の内一般13名	塩釜税務署
年末調整説明会②	4. 11. 16(水)14:00	マリゲート塩釜	19名の内一般6名	塩釜税務署
税理士による無料税金相談	4. 11. 19(土)10:15	塩竈市公民館	10件の内一般10件	税理士会塩釜支部
税理士による無料税金相談	5. 2. 18(土)10:00	多賀城市山王地区公民館	6件の内一般6件	税理士会塩釜支部

(2) 参考本、テキスト、チラシの配布

平成4年度 税制改正提言の主な実現事項	令和4年	5月16日	1,200部
令和4年度 税制改正のあらまし	令和4年	7月15日	1,200部
会社の決算・申告の実務	令和4年	7月15日	1,200部
会社取引をめぐる税務Q&A	令和4年	9月15日	1,200部
源泉所得税実務のポイント	令和4年	9月15日	1,200部
年末調整実務のポイント	令和4年	11月15日	1,200部
自主点検チェックシート（法人事業概況説明書）編	令和5年	1月16日	1,200部
会社役員のための確定申告実務ポイント	令和5年	1月16日	1,200部
令和5年度 税制改正のあらまし速報版	令和5年	3月15日	1,200部
Q&Aでよくわかるインボイスのギモン	令和5年	3月15日	1,200部

1-2. 納税意識の高揚を目的とする事業

(1) 税の広報

イ、広報「法人ニュースしおがま」の発行

344号 5月17日 1,430部、345号 7月15日 1,630部、346号 9月15日 1,530部、
347号 11月16日 1,430部、348号 1月16日 1,430部、349号 3月15日 1,430部

ロ、ほうじん（公益財団法人全国法人会総連合発行）の配布 各1,230部

春716号 4月1日、夏717号 7月1日、秋718号 11月1日、新年719号 1月1日

ハ、ホームページによる税情報の広報

令和4年度税制改正に関する提言、消費税の軽減税率制度、
第28回「税に関する標語の募集」～ 審査結果発表 ～、
第15回「税に関する絵はがきコンクール」入賞作品、
令和4年度 中学生の「税についての作文」表彰、
e-Tax、年末調整がよくわかるページ、
事業承継税制：特例措置のポイント、国税庁からのお知らせ、確定申告特集、
納税猶予制度、企業の税務コンプライアンス向上のための自主点検
チェックシート及び活用、社会保障・税番号制度、法人番号の利活用

上記以外のホームページによる広報

社会保険料を算出、インターネットセミナー、いちごプロジェクト、
賢者の名言・選択、新型コロナウイルス感染症に関する対策リンク集、
税務大学校公開講座（オンライン配信）のご案内

(2) 租税教室及び子ども租税教室

部会役員が講師となり、小学校の児童・生徒に対して身近な事例を解説しながら税の意義や役割、
税の使い道に関心を持ってもらうよう租税教室を開催（詳細は各部会に記載）

○青年部会 小学校5校で6年生の児童（延べ362名）を対象（5回 実施 4月～7月）

○女性部会 放課後児童クラブの児童を対象（新型コロナウイルス感染症拡大の影響により未実施）

(3) 「第 28 回 税に関する標語の募集」

共 催：公益社団法人塩釜法人会、塩釜地区租税教育推進協議会

後 援：国税庁、塩竈市教育委員会、多賀城市教育委員会、松島町教育委員会、
七ヶ浜町教育委員会、利府町教育委員会

協 賛：塩釜間税会

対 象：管内の 25 小学校の 6 年生 1,571 名

応 募：応募校 21 校 1,299 点

表 彰：(1) 審査会 10 月 21 日 (金) 14 時 00 分～15 時 00 分 (マリンゲート塩釜)

審査員：塩竈市教育委員会 2 名、多賀城市教育委員会 1 名、
塩釜税務署 3 名、塩釜法人会 7 名 計 13 名

(2) 賞 (副賞として図書券)

公益社団法人塩釜法人会会長賞、塩釜地区租税教育推進協議会会長賞、
塩釜税務署長賞、塩釜間税会会長賞 各 1 点

最優秀賞 10 点 優秀賞 20 点 佳作 100 点

参加賞 6 年生全員にクリアフォルダーと租税教育用テキスト「タックスフント
とけんたくん」を贈呈

(3) 表彰式 11 月 26 日 (土) 14 時 00 分 ホテルグランドパレス塩釜

・「税に関する絵はがきコンクール」との合同表彰式として実施。

(4) 作品展示

- ・ 標語の予備審査通過 274 点及び絵はがきコンクール予備審査通過作品 300 点を表彰式会場に展示
- ・ 令和 5 年 2 月 1 日から 3 月 15 日まで J R 本塩釜駅アクアゲート口前ロータリーに掲示
- ・ 令和 5 年 2 月 15 日から 3 月 15 日まで確定申告会場 (マリンゲート) に展示

(4) 「第 15 回 税に関する絵はがきコンクール」

主 催：公益社団法人塩釜法人会女性部会 後 援：国税庁

対 象：管内の 25 小学校の 6 年生 1,571 名 応 募：応募校 20 校 1,101 点

表 彰：(1) 審査会 9 月 27 日 (火) 14 時 00 分～15 時 00 分 (マリンゲート塩釜)

審査員 塩竈市教育委員会 1 名、多賀城市教育委員会 1 名、
塩釜税務署 2 名、塩釜法人会 8 名 計 12 名

(2) 賞 (副賞として図書券)

公益社団法人塩釜法人会 会長賞、女性部会長賞、塩釜税務署長賞 各 1 点
優秀賞 7 点。10 点を表彰し、宮城県法人会の審査会へ出展

(3) 表彰式 11 月 26 日 (土) 14 時 00 分 ホテルグランドパレス塩釜

・「税に関する標語の募集」との合同表彰式として実施。

(4) 作品展示

- ・ 標語の予備審査通過 274 点及び絵はがきコンクール予備審査通過作品 300 点を表彰式会場に展示
- ・ 令和 4 年 11 月 7 日から 11 月 18 日まで利府町役場に掲示
- ・ 令和 5 年 2 月 6 日から 3 月 15 日までマリンゲート塩釜エントランス及び確定申告会場に展示

- (5) 「税を考える週間」広報
法人ニュースしおがまへ啓蒙記事（税の標語表彰式、納税表彰式、中学生の税の作文表彰）を掲載
- (6) e-Tax の利活用の促進
会議、研修会、セミナー等の参加者への呼び掛けのほか、「法人ニュースしおがま」へ記事掲載や利活用チラシを配布し、最新情報や手続方法を周知
- キャッシュレス納付のご案内 1,200 部
 - 確定申告はスマホから 1,200 部
- (7) インボイス制度
説明会の実施（3回）、他の説明会（新設法人・決算法人・年調説明会等）と併せての実施、「法人ニュースしおがま」へ記事掲載や利活用チラシを配布し、最新情報や手続方法を周知
- インボイス制度が始まります 1,200 部
 - 消費税のインボイス制度説明会を開催します 1,200 部
 - 消費税の「インボイス説明会」及び「登録申請相談会」の開催について 1,200 部(4回)
- (8) 多賀城納税作品表彰式（令和4年度は未実施）

1-3. 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業

- (1) 税制アンケートの実施
税制委員、役員が提出した税制アンケート 11 件を令和4年4月19日に全法連へ提出
- (2) 令和5年度税制改正要望意見を上部団体に提出
- (3) 令和5年度税制改正に関する提言を関係機関に提出
実施期間 令和4年11月25日（金）～12月2日（金）
陳情者 佐藤会長ほか延べ15名
対象期間 伊藤信太郎衆議院議員事務所ほか、塩竈市長、塩竈市議会議長、多賀城市長、多賀城市議会議長、松島町長、松島町議会議長、七ヶ浜町長、七ヶ浜町議会議長、利府町長、利府町議会議長へ陳情書を手交した。
- (4) 全法連全国大会
千葉大会 令和4年10月13日（木） 斎藤副会長ほか2名参加
- (5) 全国青年の集い
沖縄大会 令和4年11月24日（木） 佐藤部会長ほか13名参加
- (6) 全国女性フォーラム
静岡大会 令和4年4月14日（木） R4.3.16 地震の影響により参加見合わせ

1-4. 会議関係

(1) 単位会

件名	日時	場所	出席者
第1回広報委員会	4. 4. 6(水)14:00	マリゲート塩釜	宮城広報委員長ほか5名
第2回広報委員会	4. 6. 3(金)14:00	マリゲート塩釜	宮城広報委員長ほか5名
第3回広報委員会	4. 8. 2(火)14:00	マリゲート塩釜	宮城広報委員長ほか4名
第4回広報委員会	4.10. 6(木)13:30	マリゲート塩釜	宮城広報委員長ほか4名
第5回広報委員会	4.12. 1(木)14:00	塩釜商工会議所	宮城広報委員長ほか4名
第6回広報委員会	5. 2. 7(火)13:30	塩釜商工会議所	宮城広報委員長ほか4名

(2) 一般社団法人宮城県法人会連合会

件名	日時	場所	出席者
第1回広報委員会	4. 7. 26(火)15:00	仙台ビルディング	宮城広報委員長
第2回広報委員会	4. 9. 15(木)15:00	仙台ビルディング	宮城広報委員長
第3回広報委員会	5. 3. 3(金)15:00	旅館 勘七湯	宮城広報委員長

(3) 公益財団法人全国法人会総連合県法人会連合会

件名	日時	場所	出席者
令和5年税制セミナー	4. 2. 14(火)13:00	(ライブ配信)	リモート参加

(4) 友誼団体

件名	日時	場所	出席者
塩釜間税会常任理事会	(中止)		
塩釜地区租税教育推進協議会総会	4. 6. 23(木)14:00	塩釜税務署	橋浦事業委員長
塩釜地区税務関係団体協議会総会	4. 6. 24(金)15:00	塩釜商工会議所	佐藤会長
租税教室講師研修会	4.10. 25(火)14:00	塩釜税務署	(青)小島副部長ほか1名
塩釜税務署納税表彰式	4.11. 10(木)14:00	ホテルグランドパレス塩釜	星信男副会長 渥美陽一理事

(5) その他

件名	日時	場所	出席者
塩釜税務署長ほか幹部との懇談	4. 7. 6(水)14:00	塩釜税務署	佐藤会長ほか4名
塩釜税務署長ほか幹部との懇談	4. 7. 25(月)15:00	塩釜税務署	佐藤会長ほか5名
国税庁長官表彰式	4.10. 26(水)	三田共用会議所	佐藤会長
税に関する標語・絵はがき合同表彰式	4.11. 26(土)14:00	ホテルグランドパレス塩釜	佐藤会長ほか7名
中学生の作文コンクール表彰式	4.12. 15(水)15:30	玉川中学校	佐藤会長ほか1名

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和5年度税制改正では、家計の資産を貯蓄から投資へと積極的に振り向け、資産所得倍増につなげるため、NISAの抜本的拡充・恒久化が行われるとともに、スタートアップ・エコシステムを抜本的に強化するための税制上の措置が講じられました。また、より公平で中立的な税制の実現に向け、極めて高い水準の所得について最低限の負担を求める措置の導入、グローバル・ミニマム課税の導入及び資産移転の時期の選択により中立的な税制の構築が行われました。加えて、自動車重量税のエコカー減税や自動車税等の環境性能割等の見直し、租税特別措置については、それぞれの性質等に応じ適切な適用期限が設定されました（令和5年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和5年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、インボイス制度の負担軽減措置等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されました。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業投資促進税制について、対象資産の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業経営強化税制、中小企業防災・減災投資促進税制、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制については、一定の見直しが行われた上で、適用期限が2年延長されました。また、先端設備等に係る固定資産税の特例措置が見直され、中小事業者等の生産性向上や賃上げの促進に資する設備投資に係る固定資産税の特例措置が創設されました。

[消費税]

1. インボイス制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者には混乱が生じないように制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。	<ul style="list-style-type: none">・一定規模以下の事業者の行う1万円未満の取引につき、帳簿のみで仕入税額控除を可能とする6年間の事務負担軽減策が講じられたほか、1万円未満の返還インボイスについて交付義務を免除する措置が講じられました。

[相続税・贈与税]

1. 相続時精算課税制度

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。	<ul style="list-style-type: none">・相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、現行の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなりました。また、相続時精算課税で受贈した土地・建物が災害により一定以上の被害を受けた場合、相続時にその課税価格を再計算する見直しが行われました。

[その他]

1. 震災復興等

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。	<ul style="list-style-type: none">・特定非常災害法上の特定非常災害による損失に係る雑損失の繰越期間について、損失の程度や記帳水準に応じ、例外的に3年から5年に延長されました。

2. 電子帳簿保存

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none">・インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。	<ul style="list-style-type: none">・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存をすることができなかったことにつき相当の理由がある事業者等に対する新たな猶予措置（電子取引データの出力書面の提示・提出の求め及びその電子取引データのダウンロードの求めに応じることができるようにしておけば、保存要件を不要として、電子取引データの保存を可能とする）が講じられるとともに、検索機能の確保の要件について緩和措置が講じられました。

令和5年度税制改正に関する提言（要約）

〈基本的な課題〉

I. 税・財政改革のあり方

- ・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。
- ・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあった時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

1. 財政健全化に向けて

- ・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。
- (1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻つつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。
- (2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。
- (3) 国債の信認が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえ、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

- ・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。
- ・社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。
- (1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。
- (2) 医療は産業政策的に成長分野と位置付け、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標であるジェネリックの普及率「全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。
- (3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要な者とそうでない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直すべきである。
- (4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。
- (5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用

に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

- (6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への過度な保険料負担を抑え、経済成長を阻害しないような社会保障制度の確立が求められる。

また、配偶者控除等の税の問題や年金等の社会保障の問題は就労調整が行われる一つの要因となっており、人手不足で悩む中小企業にとって深刻な問題である。女性の就労を支援するためにも、税と社会保障の問題を一括して議論すべきである。

3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

- (1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。
- (2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。
- (3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。
- (4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言いがたい。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が同カードを利用したデジタル対応をできなかった結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

5. 今後の税制改革のあり方

II. 経済活性化と中小企業対策

・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できないでいる企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないように十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

- (1) 法人税率の軽減措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

- (2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計30万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実

①猶予制度ではなく免除制度に改める。

②新型コロナの影響などを考慮すると、より一層、平成29年以前の制度適用者に対しても要件を緩和するなど配慮すべきである。

③国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

(3) 取引相場のない株式の評価の見直し

3. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいうえ、税制の簡素化、税務執行コストおよび収収確保などの観点から問題が多い。このため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっているとは言い難い。さらに、新型コロナは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休廃業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

- (3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。
- (4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

Ⅲ. 地方のあり方

- ・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。要は行政と医療機関のやる気なのである。
 - ・地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任で必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。
- (1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。
 - (2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体(人口30万人程度)の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。
 - (3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行財政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。
 - (4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパイレス指数(全国平均ベース)が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。
 - (5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立って行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求める。行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

Ⅳ. 震災復興等

- ・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。
- ・また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組まなければならない。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離れた、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

V. その他

1. 納税環境の整備

2. 環境問題に対する税制上の対応

- ・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

3. 租税教育の充実

《税目別の具体的課題》

1. 法人税関係

- (1) 役員給与の損金算入の拡充
 - ①役員給与は損金算入とすべき
 - ②同族会社も業績連動給与の損金算入を認めるべき

2. 所得税関係

- (1) 所得税のあり方
 - ①基幹税としての財源調達機能の回復
 - ②各種控除制度の見直し
 - 各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。
 - ③個人住民税の均等割
 - 地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。
- (2) 少子化対策

3. 相続税・贈与税関係

- (1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。
また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。
- (2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。
 - ①贈与税の基礎控除を引き上げる。
 - ②相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げる。

4. 地方税関係

- (1) 固定資産税の抜本的見直し
 - 令和4年の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き、同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価

方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

- ①商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ②家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。
- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止

市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税

住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平性を欠く安易な課税は行うべきでない。

(4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し

(2) 森林環境税

令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言い難く、配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

(3) 電子申告

2. 地域の経済社会環境の整備改善を図り、企業の健全な発展に資する事業

2-1. 緊急時対応への取り組み

- (1) 災害全般等に対する緊急支援と復旧等への活動・寄付

令和4年度は「3 地域社会貢献を目的とする事業 (1) 地域持ち回り事業」として実施

2-2. 地域企業の健全な発展に資する事業

- (1) 経営セミナー

名称	日時	場所	出席者数
DXセミナー①ZOOM体験講座	4. 7. 2(土)	塩釜商工会議所	19名の内一般5名

- (2) 経済セミナー

- (3) 財務・会計セミナー

名称	日時	場所	出席者数
経理担当者実務セミナー	4. 10. 12(水)13:30	マリングート塩釜	9名の内一般0名

- (4) 社員実務セミナー

名称	日時	場所	出席者数
若手社員セミナー	4. 4. 14(木)10:00	マリングート塩釜 And Web受講	28名の内一般7名
管理職向けセミナー	4. 8. 10(水)14:00	塩釜商工会議所	15名の内一般4名

- (5) 教養、健康講話

- (6) 講演会

名称	日時	場所	出席者数
新春講演会 「六華亭遊花 なまって笑ってコミュニケーション」	5. 1. 25(水)14:00	ホテルグランドパレス塩釜	86名の内一般44名

- (7) インターネットセミナー (セミナーオンデマンドの配信)

年間アクセス数(R5.3月現在)

	アクセス件数	会員 (名)	一般 (名)
(R3)	9,227	1,293	82
R4	8,138	1,233	94

R4年度 月毎アクセス数(R5.3月現在)

令和4年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	小計	合計
アクセス件数	936	831	764	589	728	583	4,431	8,138
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	小計	
	713	678	730	583	426	577	3,707	

(8) ホームページによる広報

新型コロナウイルス感染症に関する対策リンク集（緊急経済対策、政府・行政機関からのご案内）、社会保険料算出ソフト、セミナーオンデマンド、いちごプロジェクト、賢者の名言、宮城県の最低賃金、働き方改革支援個別相談会・講師派遣案内

(9) テキスト・チラシの配布

セミナーオンデマンドサービス	令和4年	5月16日 ほか年5回	1,200部
働き方改革個別無料相談会のご案内	令和4年	7月15日	1,200部
協会けんぽ（医療保険制度の料率変更）	令和5年	3月15日	1,200部

2-3. 地域社会貢献を目的とする事業

(1) 地域持ち回り事業

塩竈市 子ども教育支援として、玩具8セットを寄贈 令和4年11月

(2) 福祉施設へのタオル・花のプランター寄贈

七ヶ浜町 特別養護老人ホーム自生苑に寄贈 令和4年12月

(3) エコキャップ寄贈 青年部会に記載

(4) ホームページによる広報 いちごプロジェクト

2-4. 会議関係

(1) 単位会

件名	日時	場所	出席者
第1回事業委員会	4. 7. 21(木)10:30	法人会事務所	橋浦事業委員長ほか7名
第2回事業委員会	5. 2. 17(金)10:30	法人会事務所	橋浦事業委員長ほか4名

(2) 一般社団法人宮城県法人会連合会

件名	日時	場所	出席者
第1回事業委員会	4. 7. 11(月)15:00	仙台ビルディング	橋浦事業委員長
第2回事業委員会	5. 2. 14(火)15:00	仙台ビルディング	橋浦事業委員長

Ⅲ. 収益等関係

1. 組織強化および法人会会員企業に対する事業

1-1. 会員増強運動の充実

(1) 新設法人情報の取得

県法連を通じ全法連より年2回取得（令和4年8月、令和5年2月）

(2) 支部による会員勧奨

役員・支部役員合同会議の会員増強計画に基づき支部役員会で会員増強運動の具体的な取組内容を協議し、新設法人を主体に個別勧奨を実施

イ、会員数の状況

区 分	令和 4. 3. 31	令和 4. 6. 30	令和 4. 12. 31	令和 5. 3. 31
法人正会員	1,009 社	1,000 社	1,004 社	981 社
法人賛助会員	52 社	53 社	50 社	49 社
法人会員計	1,061 社	1,053 社	1,054 社	1,030 社
稼働法人	2,884 社	2,884 社	2,884 社	2,884 社
加入率	36.8%	36.5%	36.5%	35.7%
個人賛助会員	23 人	25 人	23 人	23 人

ロ、会員異動状況

入 会 13 社 退 会 44 社 純 減 31 社

ハ、支部別法人会員状況

支 部 名	令和 4. 3. 31	令和 4. 6. 30	令和 4. 12. 31	令和 5. 3. 31
塩釜中央	159 社	158 社	156 社	155 社
塩釜東部	125 社	125 社	123 社	123 社
塩釜北部	213 社	210 社	212 社	208 社
多賀城	245 社	240 社	240 社	231 社
松 島	92 社	92 社	91 社	90 社
七ヶ浜	82 社	83 社	85 社	81 社
利 府	145 社	145 社	147 社	142 社
合 計	1,061 社	1,053 社	1,054 社	1,030 社

(3) FMベイエリアによる広報

法人会の認知及び入会案内広報を実施（78.1Mhz 平日 12：45、日曜日 16：57 放送）

1-2. 会員交流に資する事業

- | | | |
|------------------|--------|-----------------------|
| (1) 新年会員交流会 | 令和5年1月 | ホテルグランドパレス塩釜で実施 |
| (2) 総会交流会 | | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 |
| (3) 役員合同会議交流会 | | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 |
| (4) 部会企業訪問・視察研修会 | | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 |
| (5) 支部交流会 | | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 |

1-3. 会員福利厚生等に関する事業

- (1) 福利厚生制度の取組・案内
- イ、周知・案内チラシの送付（全法連） 令和4年5月、令和4年8月
- (2) 協力三社の福利厚生制度普及推進
- イ、経営者大型保障制度の普及推進（大同生命保険㈱）
- (イ) 経営者大型総合保障制度加入法人数
- | | | | | | |
|-----------|-------|------|---------|-----|----------|
| 加入率 | 16.6% | 契約件数 | 536件 | 保障額 | 11,859万円 |
| 保険金・給付金支払 | 53件 | | 1,505万円 | | |
- (ロ) 個人年金加入（生保型）加入法人数 12件 保障額 2,900万円
- (ハ) 福利厚生制度商品の案内等
- 創業120周年記念事業 令和4年7月
- 標準保障額算定サービス 令和5年3月
- ロ、ビジネスガードの普及推進（AIG損害保険㈱）
- (イ) ビジネスガード加入法人数 218社
- (ロ) 支払保険金 傷害160件 2,012万円、賠償16件 511万円、火災15件 1,859万円
- (ハ) 福利厚生制度商品の案内等
- アルコールチェック義務化 道交法改正に関するアンケート 令和4年5月
- パワーハラスメント防止措置 対策アンケート 令和4年9月
- 自動車保険 顧客満足度Wダブル受賞 令和5年3月
- ハ、がん保険制度の普及推進（アフラック生命保険㈱）
- (イ) 加入法人数 がん 162件 医療 80件 介護 11件 WAYS等 24件
給与サポート保険 8件
- (ロ) 支払保険金 51件 909万円
- (3) 貸倒保証制度の普及推進（三井住友海上火災保険㈱）
- (4) 検（健）診事業
- イ、検（健）診機関 周知・申込チラシの送付 令和4年9月、令和5年3月
- ロ、脳検（健）診の受診状況 一社 一名
- (検診機関) 仙台東脳神経外科病院（仙台市宮城野区岩切）
特定非営利活動法人画像医学と脳健診（仙台市泉区中央）
- ハ、PETがん検診の受診状況 16社 23名
- (検診機関) 総合南東北病院（岩沼市里の杜） 9社 13名
厚生仙台クリニック（仙台市青葉区柏木） 6社 9名
仙台画像検診クリニック（仙台市青葉区五橋）1社 1名
- (5) 慶弔関係 祝意 1件 弔意 28件

1-4. 支部、部会の充実

- | | |
|------------------|-----------------------|
| (1) 部会移動研修会 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 |
| (2) 部会企業訪問・視察研修会 | 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止 |

1-5. 会議関係

1 単位会

イ、委員会等

件名	日時	場所	出席者
第1回厚生委員会	4. 7. 29(金)14:00	マリゲート塩釜	高田厚生委員長ほか10名
第1回組織委員会	4. 9. 5(月)13:30	マリゲート塩釜	鈴木組織委員長ほか12名
第1回厚生制度連絡協議会	4. 9. 16(金)16:45	ホテルキャスルプラザ多賀城	高田厚生委員長ほか34名
第2回厚生制度連絡協議会	4. 12. 6(火)16:45	ホテルグランドパレス塩釜	高田厚生委員長ほか35名

ロ、支部役員会

件名	日時	場所	出席者
塩釜中央支部	4. 9. 26(月)16:00	ホテルグランドパレス塩釜	渥美支部長ほか22名
塩釜東部支部	4. 10. 3(月)16:00	ホテルグランドパレス塩釜	今野支部長ほか19名
七ヶ浜支部	4. 10. 7(金)16:00	旅館麻屋	赤間支部長ほか18名
利府支部	4. 10. 11(火)16:00	利府町民交流館	阿部支部長ほか14名
塩釜北部支部	4. 10. 14(金)16:00	ホテルグランドパレス塩釜	加藤支部長ほか15名
多賀城支部	4. 10. 20(木)16:00	和食の小島	鈴木支部長ほか24名
松島支部	4. 10. 28(金)16:00	レストラン四季亭	高橋支部長ほか18名

2 一般社団法人宮城県法人会連合会

イ、委員会

件名	日時	場所	出席者
第1回厚生委員会	4. 7. 20(水)15:00	大同生命ビル	高田厚生委員長
組織・厚生合同会議	4. 8. 22(月)15:00	仙台ガーデンパレス、 リモート参加	鈴木組織委員長、 高田厚生委員長
第1回組織委員会	4. 8. 25(木)12:00	仙台青葉カルチャーセンター	鈴木組織委員長
第2回厚生委員会	4. 10. 18(火)15:00	大同生命ビル	高田厚生委員長
第2回組織委員会	4. 10. 25(火)15:00	大同生命ビル	鈴木組織委員長
福利厚生制度打合せ	4. 11. 14(月)12:30	ホテルグランドパレス塩釜	佐藤会長ほか10名
第3回厚生委員会	5. 2. 21(火)15:00	大同生命ビル	高田厚生委員長
第3回組織委員会	5. 2. 22(水)15:00	大同生命ビル	鈴木組織委員長

3 東北六県連会議

件名	日時	場所	出席者
第1回組織・厚生合同委員会	4. 4. 11(月)15:00	江陽グランドホテル	鈴木組織委員長

IV. 法人会管理運営

1. 規程整備

1-1. 定款

当該事業年度において変更なし

1-2. 規約

当該事業年度において変更なし

2. 会議関係

2-1. 単位会

イ、総会

件名	日時	場所	出席者
第11回定時総会	4. 6. 8(水) 16:00	ホテルグランドパレス塩釜	573名 (内 委任状 536名)
(報告事項) 1 令和3年度事業報告の件 2 令和4年度事業計画の件 3 令和4年度正味財産増減予算書の件 (議 事) 1 令和3年度正味財産増減計算書承認の件 2 任期満了に伴う役員選任承認の件			

ロ、理事会

件名	日時	場所	出席者	議 題
第1回理事会	4. 4. 27(水) 13:30	マリゲート 塩釜 3F	16名	1 令和3年度事業報告及び計算書類(案)の件 2 役員功労表彰(案)の件 (1)表彰対象者 (2)記念品の内容 3 第11回定時総会等の進行(案)の件 4 委員会委員の選任(案)の件 5 青年部会委員会運営要綱の一部改正の件
第2回理事会	4. 7. 8(金) 13:30	マリゲート 塩釜 3F	17名	1 令和4年度会員増強月間に向けた基本方針等の件 2 事務局の運営等の件 3 「税に関する標語の募集」と「税に関する絵はがきコンクール」の表彰の件
第3回理事会	5. 1. 30(月) 14:00	マリゲート 塩釜 3F	15名	1 総会日程の件 2 功労者表彰候補者推薦の件 3 社会貢献事業の件 4 会費の口座振替手数料の件 5 次期会長予定者の事前承認について 6 事務局職員の給与・賞与の件 7 来年度の事業の件
第4回理事会	5. 3. 23(木) 14:00	マリゲート 塩釜 3F	20名	1 第12回定時総会の件 2 令和5年度事業計画及び収支予算(案)の件 3 特定費用準備資金の据置の件 4 利益相反取引に関する取引の報告及び承認の件 5 事務局職員の給与・賞与(令和5年4月1日以降)の件

ハ、役員・支部役員合同会議

件名	日時	場所	出席者	議題
第1回 役員支部役員合同会議	4. 9. 16(金) 16:00	ホテルキャッスル プラザ多賀城	35名	1 令和4年度会員増強運動の取組について 2 報告・連絡事項
第2回 役員支部役員合同会議	4. 12. 6(火) 16:00	ホテルグランド パレス塩釜	36名	1 令和4年度会員増強運動について 2 報告・連絡事項

ニ、委員会

件名	日時	場所	出席者	議題
第1回総務委員会	4. 4. 18(月) 13:30	法人会事務所	3名	1 第11回定時総会について 2 令和3年度事業報告及び計算書類(案)について 3 各種表彰等候補者の選考について 4 委員会委員の選任(案)について 5 青年部会委員会運営要綱の一部改正(案)について
第2回総務委員会	5. 3. 16(木) 13:30	法人会事務所	3名	1 令和5年度事業計画及び収支計算(案)について 2 特定費用準備資金積立等について 3 令和4年度収支決算見込みについて

ホ、正副会長会議

件名	日時	場所	出席者	議題
第1回正副会長会議	4. 4. 20(水) 13:30	法人会事務所	4名	1 令和3年度事業報告及び計算書類(案)について 2 委員会委員の選任(案)について 3 青年部会委員会運営要綱(別紙)の一部改正(案)について 4 第11回定時総会関係について
臨時正副会長会議	4. 5. 9(月) 14:00	法人会事務所	6名	1 高橋事務局長の退職について
第2回正副会長会議	3. 6. 24(金) 13:30	法人会事務所	5名	1 令和4年度会員増強月間に向けた基本方針等について 2 今後の主要行事・事業内容について 5 事務局の運営等について 4 「税に関する標語の募集」について
臨時正副会長会議	4. 9. 15(木) 13:30	法人会事務所	6名	1 当面の諸問題について
第3回正副会長会議	5. 1. 12(木) 13:30	法人会事務所	4名	1 新春講演会及び会員交流会について 2 総会の日程等について 3 功労者表彰候補者の推薦について 4 【宮城県連】令和5・6年度役員等候補者推薦について 5 予算計画関連について 6 会費の口座振替徹雨量について 7 その他 (1)「税に関する標語の募集」と「税に関する絵はがきコンクール」の合同表彰式 (2) 全間連への「標語の募集」への作品提供について (3) 事務所の共通パソコンについて (4) 令和5年度以降の役員人事について
臨時正副会長会議	5. 2. 27(月) 10:30	法人会事務所	6名	1 役員改選等について 2 退任理事・支部役員等の感謝状について 3 全法連青連協会長の退任について 4 福利厚生紹介について 5 法人ニュース3月号での配付冊子について
第4回正副会長会議	5. 3. 16(水) 13:30	法人会事務所	5名	1 第12回定時総会について 2 令和5年度事業計画(案)について 3 令和5年度収支予算(案)について 4 令和4年度決算見込みについて

へ、監査会

件名	日時	場所	出席者
監査会	4. 4. 25(月)10:00	法人会事務所	鈴木監事ほか4名
中間監査会	4. 10. 17(月)10:30	法人会事務所	鈴木監事ほか4名

2-2. 一般社団法人宮城県法人会連合会

イ、総会

件名	日時	場所	出席者
令和4年度定時社員総会	4. 6. 20(月)16:00	江陽グランドホテル	佐藤会長ほか1名

ロ、理事会

件名	日時	場所	出席者
第1回理事会	4. 5. 20(金)13:00	パレスへいあん	佐藤会長ほか1名
臨時理事会	4. 6. 20(月)17:00	江陽グランドホテル	佐藤会長ほか1名
第2回理事会	4. 9. 28(水)16:00	パレスへいあん	佐藤会長
第3回理事会	5. 3. 28(火)16:00	パレスへいあん	佐藤会長ほか1名

ハ、委員会

件名	日時	場所	出席者
第1回総務委員会	4. 5. 17(火)15:00	仙台ビルディング	庄子総務委員長
第2回総務委員会	4. 9. 13(火)15:00	仙台ビルディング	なし
第3回総務委員会	4. 12. 13(火)15:00	仙台ビルディング	庄子総務委員長
第4回総務委員会	5. 3. 14(火)15:00	網元の宿 磯村	庄子総務委員長

ニ、研修会

件名	日時	場所	出席者
第1回事務局職員研修会	4. 8. 5(金)14:00	(リモート参加)	事務職員2名
第2回事務局職員研修会	4. 12. 2(金)14:30	大同生命ビル	中止

ホ、事務局長会議（県連会議室ほか）

4. 4. 26(火)13:00、 4. 9. 2(金)13:00、 3. 12. 15(木)13:00、 5. 2. 16(木)13:00

2-3. 東北六県法人会連合会

イ、理事会

件名	日時	場所	出席者
監査会	4. 5. 20(金)14:45	パレスへいあん	下館副会長
理事会	4. 6. 27(月)15:30	江陽グランドホテル	下館副会長

ロ、運営協議会

件名	日時	場所	出席者
運営協議会	4. 11. 22(火)15:00	江陽グランドホテル	佐藤会長ほか4名

ハ、研修会

件名	日時	場所	出席者
事務局職員研修会	4. 11. 2(水)15:00	仙台ガーデンパレス	事務職員2名

2-4. 公益財団法人全国法人会総連合

イ、評議員会

件名	日時	場所	出席者
臨時評議員	4. 6. 7(火)13:30	(リモート参加)	佐藤会長
第17回評議員	4. 6. 22(水)12:30	全法連会館	佐藤会長
第18回評議員	4. 12. 13(火)12:30	全法連会館	佐藤会長

ロ、セミナー

件名	日時	場所	出席者
事務局長セミナー	4. 8. 29(月)12:00	全法連会館	事務局長

3. 表彰関係

(1) 国税庁長官表彰

令和4年10月26日(水) 三田共用会議所
会 長 佐藤 仁一郎

(2) 納税表彰

令和4年11月10日(木) ホテルグランドパレス塩釜
塩釜税務署長表彰 理 事 星 信男
塩釜税務署長表彰 理 事 渥美 陽一

(3) 全国法人会総連合

令和4年6月20日(月) (一社)宮城県法人会連合会長承認(令和4年3月8日)
会長表彰 理 事 高田 徹四郎
事業副委員長 遠藤 勝一

(4) 東北六県法人会連合会

令和4年6月20日(月) (一社)宮城県法人会連合会長承認(令和4年3月8日)
会長表彰 監 事 鈴木 朝博
理 事 高橋 利徳

(5) 一般社団法人宮城県法人会連合会

令和4年6月20日(月) (一社)宮城県法人会連合会長承認(令和4年3月16日)
会長表彰 職 員 赤間 友美

4. 組織（令和3年6月総会時、令和4年3月一部補正）

（1）役員数

イ、本部役員 会長 1名、副会長 3名、専務理事 1名、理事 15名、監事 2名、委員 44名
ロ、支部役員 支部長 7名、副支部長 2名、委員 43名、幹事 32名、顧問 2名

（2）役員氏名

顧問・名誉会 坂井盾二（三恵商事株）

長

顧問 佐藤徳雄（マルブン食品株）、伏谷繁雄（伏谷建設株）

相談役 伊藤 明（東北税理士会塩釜支部長）

会長 佐藤仁一郎（株ごんきや）

副会長 下館達也（株十字屋）、斎藤孝一（株斎藤工務店）、星信男（株T A S K）

専務理事 柴原英紀（株塩釜中央自動車）

理事 渥美陽一（有渥美材木店）、今野洋志（株今野モータース、加藤佑也（有加藤宅建商事）

鈴木誠（株鈴幸商店）、高橋利徳（有F・F磯崎）、赤間一司（東北特殊工業株）

阿部剛典（阿部電工株）、庄子友博（株祐文堂）、鈴木貴資（株多賀城フラワー）

橋浦宏（株橋浦電設）、加藤則博（有加藤鉄工所）、宮城順（株宮城工務店）

高田徹四郎（仙台湾燻蒸株）、佐藤大（利商印刷株 青年部会長）

佐藤郁子（株汐見不動産 女性部会長）

監事 鈴木朝博（株ベルシステム）、阿部喜和（（税）阿部会計事務所）

委員

総務： 及川尚武（株白寿殿）、蜂屋嘉一郎（蜂屋食品株）、大橋英明（拓洋商事株）

水野暢大（水野水産株）、石黒雅之（東日本産業株）、小島邦道（有和食の小島）

佐藤千晶（有佐精）

組織： 加藤亮一（有ホテル浦嶋荘）、八嶋信行（株八島工務店）、今野武雄（有今野商店）

關弘明（有吉本商店）、濱田久晴（浜田工業株）、浅田正一（株恒成商事）

伊藤清一（有伊藤商店）、藤原大志（有利府自動車整備工場）、

安住政一郎（株ダストコントロールアズミ）、小島光子（有和食の小島）

事業： 遠藤勝一（株丸勝会館）、阿部寛（三陸運輸株）、田中大輔（株辰巳商会）

大津晃一（新生自動車工業株）、後藤洋志（株さんとり茶屋）、安住陽一（株安住商会）

松戸悟（松戸工業株）、星山十糸美（株くいしん坊）、渡邊敦子（渡邊工業株）

税制： 伊東清人（有イースト商事）、大須賀進（有鈴木会計事務所）、佐藤孝次（株ビーエスアイ）

遠藤勉（松島住宅設備株）、杉崎順一（株杉崎工業）、鈴木健一（有利府環境クリーン）

小野雅代（株城港観光）

広報： 沼田真一（有エス・エス・プランニング）、鈴木洋市（有鈴市商店）

吉木由美（有サイトースタジオ）、柴原大（株塩釜中央自動車）

津田朝子（有津田工務店）

厚生： 松川多喜夫（株松川塗装店）、菅野広昭（株東広園）、山崎敦（株成和）、渡邊亨（有ワタナベ）

嶋原啓文（株仙塩交通）、鈴木右子（有共栄不動産商事）

（3）上部団体

公益財団法人全国法人会総連合 評議員 佐藤仁一郎

東北六県法人会連合会 監事 下館達也

一般社団法人宮城県法人会連合会 副会長 佐藤仁一郎、理事 下館達也

総務委員 庄子友博、組織副委員長 鈴木貴資

事業副委員長 橋浦宏、税制委員 加藤則博、伊東清人

広報委員 宮城順、厚生委員 高田徹四郎

（4）事務局

専務理事 柴原英紀（総括）

事務局長 川口紀幸（財務、組織、事業、広報、厚生、公益、渉外、青年部会）

職員 植田容子（庶務、組織、事業、広報、厚生、会員・会費管理、女性部会）

職員 赤間友美（庶務、事業、広報、会計、給与、青年部会、女性部会）